

J Aグループ鹿児島 食農教育基本方針

～ 食と農、地域とJAを結び、JAの仲間づくりをすすめます。～

- 健康の大切さを伝えます。
- 食べる喜びを伝えます。
- 農業のすばらしさを伝えます。
- ふるさとのすばらしさを伝えます。
- 地域の食文化を伝えます。

平成19年10月

J A鹿児島県中央会

**J Aグループ鹿児島
食農教育
基本方針**

目 次

I	J A食農教育基本方針策定のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III	J A食農教育の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
IV	取り組みにあたっての基本的考え方・・・・・・・・・・・・	5
V	J A食農教育基本方針の具体化・・・・・・・・・・・・・・	6
VI	J A食農教育の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
VII	J A段階の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
VIII	県段階の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

I J A食農教育基本方針策定のねらい

昔から、食と農は深いつながりを持っていました。食の文化は、その土地で収穫される農産物により長い年月をかけて形づくられ、私たちは、その土地でつくられた食材を生かした暮らしを送ってきました。

また、そうした暮らしの中で、食が農畜産物とそれを生産する人によって支えられ、これらに感謝することで私たちの“いのち”を保っていることを実感していました。

しかし、核家族化、共働き世帯の増加、食の外部化・簡便化・多様化がすすみ、食生活は物質的には便利になった一方で、食生活の乱れによる生活習慣病の急増など、健康面の問題だけではなく、食と農の物理的・心理的距離が広がり、食文化や食の安全・信頼等が失われるなど、多くの課題も顕在化してきています。

こうした食と農の現状や課題に対して、食を育む農に携わる私たち農業サイドの取り組みは十分であったのでしょうか。私たちは、食と農の課題解決にむけて、J Aの本来業務として食農教育に取り組むべき時期に来ていると考えます。

あたかも、政府は、平成17年6月に『食育基本法』を制定し、食育を国民運動として推進することとしました。また、平成17年3月には『新たな食料・農業・農村基本計画』が閣議決定され、「食料自給率向上にむけて重点的に取り組むべき事項」の一つとして、食育の推進が位置づけられたところです。

このような中で、J Aグループ鹿児島は、平成18年11月のJ A県大会決議の中で「食と農を通じたJ Aの仲間づくり」を掲げ、J A食農教育の拠点づくり、地産地消運動の展開に取り組むこととしており、食農教育を県下J Aの全体運動として展開するため、J Aグループの基本的考え方および展開方向を明らかにして、取り組みの強化をはかるものとします。

食育基本法とは

◆目的

この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることに鑑み、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

◆食育の定義

近年、「食」をめぐる環境の変化の中で、国民一人ひとりが食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること。

◆概要

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育について、国・地方公共団体・各種関係者・国民の責務や、食育推進基本計画などの策定を定めるとともに、下記の基本的施策を規定。

1. 家庭における食育の推進
2. 学校・保育所などにおける食育の推進
3. 地域での食生活改善の取組み推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者・消費者の交流促進と農林漁業の活性化
6. 食文化継承活動への支援
7. 調査・研究・情報提供・国際交流の推進

◆食育基本法に規定された農林漁業者の責務（第11条）

二．農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

Ⅱ 情 勢

1 食生活様式の変化と農への影響

核家族化、共働き世帯の増加、都市化、食の簡便化・効率化等の生活様式の変化、流通の近代化・効率化とともに食と農の距離が乖離してきました。食材は世界各地から輸入され、加工食品があふれ、外食機会が増大するなかで、日本人に合った食文化が失われつつあります。

その結果が、米の消費減少、食料自給率の低下、農産物価格の低迷、農業収入減少、高齢化や担い手不足、農地の減少、農業生産基盤の脆弱化、集落機能の低下等の歪みとなって農業・農村に現れてきています。

2 国民の健康や環境に対する懸念

食習慣や食生活様式の変化とともに、欠食、孤食、食べ残しが増え、栄養の偏り、基礎体力の低下、生活習慣病の増加、家族とのコミュニケーション機会の減少、環境問題の発生など、国民の健康や環境に対する影響が懸念されています。

3 食に対する消費者意識の高まり

食と農の乖離がすすみ、農に対する意識が希薄化する一方で、各種調査に現れているように、食の安全・安心や食文化に対して消費者の意識が高まり、国産農産物への期待が増してきています。

加えて、食育基本法が制定されたことにより、食の見直しをすすめようという機運も高まっています。

4 地域とＪＡの関係強化

ＪＡが広域化するなかで、組合員との関係再構築が模索されています。また、組合員の高齢化が進行する中で、組合員の後継者確保が大きな課題となっており、新たな仲間づくりへの対策が急がれています。

地域の暮らしの中で協同を考える場合、身近で共感を得られることから始めることが求められますが、食農教育への取り組みは、地域とＪＡの新しい協同を創造し、ＪＡへの結集力を高めることにつながります。

III J A食農教育の位置づけ ～なぜ、食農教育に取り組むのか？～

1 J Aグループの使命

J Aは農業と農村を基盤に置く組織であり、「農」をきっかけとして食育に取り組むことができる数少ない組織です。農産物の「安全・安心」だけでなく、そのおいしさや生産過程、生産者の思いやこだわりを消費者に伝え、自らも学びながら、「食」や「農」についての意識を深めてもらうことが、J Aの使命となっています。

2 「食」と「農」をつなぐ

野菜離れ、脂質やカロリー過剰な食生活が若い消費者の間で広がっています。食べ物と大地のつながり、生産者の存在を実感することで、子どもたちは今まで食べなかった野菜を口に入れ、残さず食べるようになります。

食農教育は、離れてしまった「食」と「農」をつなぎ、机上の知識だけでは得られない知恵や共感を得られる、「食育」の基本となる取り組みです。

3 農業・J Aのファン・パートナーづくり（仲間づくり）

「子どもに安全なものを食べさせたい」「スローフードを実現したい」など、地域全体の公益を実現するために、さまざまな立場の人たちが結集する食農教育の取り組みは、豊かな人間関係を生み出し、農業やJ Aのファンづくりにつなげることができます。ここで育まれる「豊かな関係」は、国産農畜産物を購入する消費者層を広げるだけでなく、学校、企業、NPOなどの地域の組織とJ Aが連携する新しい事業の創出にもつながります。

4 貴重な情報発信ツール・次世代との接点づくり

食農教育が育む「豊かな関係」は、直接的な情報発信や双方向の意思伝達を可能にします。たとえば、地場産農産物を学校給食に提供する中で信頼関係が深まれば、J Aから学校への提案が通りやすくなります。また、子どもたちを通じて、地域の大人たちが「食」や「農」に関心を寄せたり、J Aに親しみを抱くなど、次世代層を核とした関係づくりにつながります。

5 J Aが「内側」から活性化

子どもたちが田畑で土にふれ、とれたものをおいしそうに食べ、いきいきする姿は、青年部員・女性部員やJ A職員のやりがいを引き出します。また、「食」や「農」に高い関心をもつJ Aグループ以外の人たちとの交流により、消費者や地域のさまざまなニーズにふれることができます。さらに、今後、J Aが何をするべきかなどの方向性へのヒントにもなります。食農教育は、生産者やJ A職員の誇りややりがいを生み出す重要な取り組みです。

IV 取り組みにあたっての基本的考え方

1 J A食農教育がめざす5つの目標

J A食農教育の運動全体を通じて、距離が広がってしまった食と農、地域とJ Aを結び、食のあり方を見直すとともに、消費者に信頼され、ニーズに対応した農への変革をめざします。

さらに、役職員、組合員、地域住民等の幅広い参加と実践を通じ、地域の活性化やJ Aの組織基盤の強化をはかります。

そのため、J A食農教育の取り組みにあたっては、次の5つの目標を設定します。

- ① 健康の大切さを伝えます。
- ② 食べる喜びを伝えます。
- ③ 農業のすばらしさを伝えます。
- ④ ふるさとのすばらしさを伝えます。
- ⑤ 地域の食文化を伝えます。

2 J A食農教育の範疇となる分野および対象の考え方

J Aにおける取り組み状況をふまえ、以下の4分野を基本として、地域、学校、家庭の3つのターゲットを設定して取り組みをすすめます。

なお、将来の食と農を担う「子どもたちおよびその家庭（子育て世代）」を重点的ターゲットとして位置づけます。

- ① 農業体験学習 ② 地産地消と学校給食 ③ 食文化の継承
- ④ 都市と農村の交流

3 J Aの力量に応じた多種多様・重層的な取り組みの展開

食や農には地域性・多様性があり、J A食農教育の展開にあたっては、J Aのこれまで培ってきた経験や実施体制等を勘案し、J Aの力量に応じて地域に根ざした主体的な取り組みを基本にしながら、役職員、組合員、地域住民等の幅広い参加による運動を展開していくことをめざします。

とりわけ、行政、学校、地域の関係団体・組織との連携・協力により「食と農の仲間づくり＝仲間づくり」をすすめていくものとします。

V J A食農教育基本方針の具体化

J A食農教育に取り組むにあたり、組合員・役職員は食農教育の基本的考え方を共有し、地域住民とともに協同し、目的意識を持って主体的に取り組むことが求められます。取り組みの過程が、地域とJ Aを結びつけ、新しい関係を創造します。

J A食農教育を具体化する4つのテーマ（領域）は、食と農の距離を近づけることを基本に設定し、家庭、学校、地域において取り組みをすすめます。

J Aにおいては、J A食農教育プランの策定にあたって、4つのテーマにもとづき、家庭、学校、地域において活動を具体化、体系化して取り組むものとします。

1 農業体験学習

J Aグループ鹿児島は、農業・農村に基盤を置く組織として、食のあり方と食に果たす農業・農村の役割を訴えるため、「農業体験学習」では、学校外での農業体験学習機会の提供のほか、学校での総合的学習の時間、食教育の時間、地域産業を学習する時間などの学習活動の支援に取り組みます。

2 地産地消と学校給食

食育とは、さまざまな経験を通じて食に関する知識と、食を自ら選択できる力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるものと位置づけられています。加えて、人が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを推進することにあります。

「地産地消と学校給食」では、地産地消のメリットを生かして、安心・安全で新鮮な地域食材を学校給食などに供給することにより「育てる」「つくる」「食べる」という一体的な食指導に貢献し、教育的意義を大いに高めるためのものです。学校における食指導は、学校栄養士などにより行われていますが、J Aは農業と食指導を結ぶ架け橋としての役割を果たします。

地域の農業が産み出した食材の味と香りを、学校給食を通じて子どもたちに食べてもらうこと、また、覚えてもらうことが求められています。

3 食文化の継承

その地域ならではの郷土料理が家庭でつくられなくなっています。また、日常の食生活では、年中行事の意味も薄れ、祝い事も省略されがちです。

私たちは、放置すれば消えていく食材や地域の伝統の味を守らなければなりません。「食文化の継承」は、地域の食文化を守り伝えるため、地域全体の運動としてすすめるものです。

4 都市と農村の交流

都市住民が農業体験などを通じて、農村の住民と交流を深め、楽しむ「グリーンツーリズム」が脚光を浴び始めています。

最近では、小学校の遠足、中・高校の修学旅行に“体験”を組み入れるニーズが高まり、農家や集落組織など「農業体験」の受け入れ先を探している状況です。

「都市と農村の交流」は、「グリーンツーリズム」や「教育ファーム」などＪＡや集落組織の事業機会の観点からも有意義なことであり、また、交流体験を通じて農業や環境などの学習機会を提供します。

VI JA食農教育の推進体制と取り組み

JA食農教育の推進については、JAにおいて、JAの食農教育プランの策定・実践を通じて地域を巻き込んだ取り組みとなるようすすめるものとします。

また、県段階（中央会・各連合会）は、JA食農教育プランの策定・実践を支援するとともに、県段階の食農教育の取り組みを通じて、JA食農教育プランの実現をはかります。

1 JAの取り組み（役割）

- ① JA食農教育総括部署等の明確化
- ② JA食農教育推進会議の設置・運営
- ③ JA食農教育プランの策定・実践
- ④ JA食農教育の情報発信

2 県段階の取り組み（役割）

- ① JA県食農教育推進会議の設置・運営
- ② JA食農教育基本方針の策定
- ③ JA食農教育研究会の開催
- ④ JA食農教育プランの策定・実践支援
- ⑤ ホームページ「食農プラザ」の開設と情報発信
- ⑥ 県版食事バランスガイド策定への参画と普及推進
- ⑦ JAあぐりスクール（モデル事業）の開催

VII J A段階の取り組み

i J Aにおける食農教育プランの位置づけ

1 J A食農教育プランの意義

J A食農教育プランは、各J Aにおいて策定します。これまでの取り組みを振り返り、食と農の課題解決にむけて、改めて何ができるか検討すること、そして、J Aとしての意義や目標を明確にし、取り組み体制を整備・強化することを目標とします。

2 J A食農教育プランの全体構成

J A食農教育プランに盛り込む内容については、概ね以下の事項が想定されます。

- ① J A食農教育の目標と考え方
- ② J A食農教育の推進体制整備
 - ・総括部署、事業実施部署の明確化
 - ・役職員の参加
 - ・女性部、青年部、生産者組織の役割分担
- ③ J A食農事業実施にかかる予算化
- ④ J A食農教育の実施事項

3 J A食農教育プラン策定のすすめ方

J A食農教育プランは平成 20 年度末を目標として、全J Aでの策定をすすめます。しかし、J A食農教育プランの内容は、基本的な部分と中・長期的に検討すべき事項があるので、中・長期的に検討すべき事項は適宜策定するとともに、見直しを繰り返しながら充実していくことになります。

また、内容の見直しをするためには、取り組みの達成度、成果などを定期的に評価・検証することが求められます。

ii J A食農教育プランづくりのすすめ方

1 J Aの取り組みの見直し

J A食農教育プランを策定する前に、これまでのJ Aの食農教育に関する取り組みの棚卸を行います。

例えば、

- ① J Aの各部署ではどのような取り組みが行われているか。
- ② 各支所・事業所のとりくみはどうか。
- ③ 青年部や女性部はどのような取り組みをしているか。

等を洗い出し、情報発信や告知は十分だったか、各部署の連携はとれているか、重複する取り組みはないか、一部の職員に負荷がかかっていないか、青年部、女性部との連携ははかられているか、等を切り口として全体を見直します。

2 食育に関する実態分析

次に、J Aの取り組みだけではなく、食育に関する実態分析を行います。地域の中で、食育について、行政、学校、民間団体、N P O等さまざまな団体が取り組んでいます。J Aはこうした団体とネットワークを形成し、食農教育に取り組むことも重要です。

このため、地域で各種団体がどのように食育に取り組んでいるのかを把握する必要があります。

- ① 行政の食育に関する取り組みや食育関連補助金はどうか。
- ② 小・中学校の総合的学習の時間で、食育に関する取り組みはどうか。
- ③ 食農教育に関して、栄養士会や食生活改善推進員はどのような取り組みを行っているか。
- ④ 学校給食に地元でとれた食材はどの程度使われているか。

3 食農教育総括部署の明確化

食農教育は、営農部門や生活部門、広報・総務部門など複数の部署にまたがって取り組まれるケースが多くみられますが、計画的で効率的にプランづくりをすすめるには、総括部署を明確にすることが必要です。

基本的には、企画部門を食農教育の総括部署として位置づけ、事業実施部署との連携をはかることが望ましいと考えます。

総括部署が明確になることで各部署がもっている情報が一元化するとともに、指揮・命令系統と責任の所在も明らかになります。

5 J A食農教育活動の分類

食農教育は、①農業体験学習、②地産地消と学校給食、③食文化の継承、④都市と農村の交流、に大別できますが、J Aがすべての分野に取り組むことは不可能です。

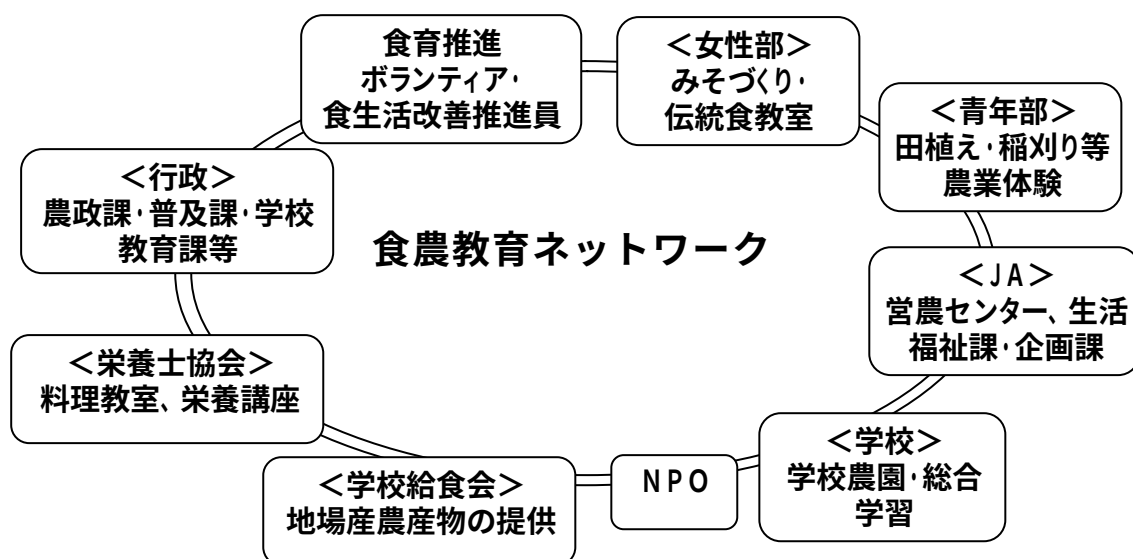
したがって、J Aの得意分野であり主体的に取り組む活動、組合員や地域と連携して取り組む活動、J Aがコーディネーターに徹する活動など、活動を色分けすることが必要です。

6 ターゲットの明確化

子どものうちに身についた食生活習慣は、その後も変わらないと言われていたことをふまえ、J A食農教育では、子どもたち及びその家庭（子育て世代）を重点ターゲットとして位置づけます。

小学生に対し、効果的に食農教育を行うには、学校の先生との連携は不可欠ですが、学校関係者とつながりがない場合には、J A職員や組合員のP T A役員としてのつながりや、市町村の農政課など身近なところを通じて関係部署を紹介してもらい、相談することが必要です。

● 食農教育ネットワークの概念図



● J A食農教育の4つの分野と3つのターゲットの例

	地 域	学 校	家 庭
①農業体験学習	市民農園など	学童農園 バケツ稲づくり 図画作文コンクール 総合学習支援 出前授業など	親子田植え・稲刈り教室 バケツ稲づくり あぐりスクール ちゃぐりんフェスタ 家の光・ちゃぐりん等の普及・活用 家庭菜園など
②地産地消と学校給食	農産物直売所の設置 地場産学校給食推進協議会の設置など	地元食材の供給 米飯学校給食の推進 生産者の給食訪問 学校栄養士との意見交換など	農産物直売所の利用 旬の地場野菜カレンダー配布 地場産学校給食の試食会およびレシピ配布など
③食文化の継承	食生活見直し運動 伝統食普及活動 食事バランスガイドの普及 日本型食生活普及など	食事バランスガイドの学習 栄養教育 総合学習支援	親子料理教室 食事バランスガイドの普及 母親学級 朝食欠食ゼロ運動など
④都市と農村の交流	消費者と生産者の意見交換 食農フォーラム開催など	農家ホームステイなど	グリーンツーリズム 産地見学会など

7 情報発信の工夫

食農教育に関する情報発信は、地域住民へＪＡの取り組みを理解してもらうことにつながります。

特に、食育基本法が制定されたことを契機とし、企業が食育に取り組む事例が多く取り上げられています。一方でＪＡの地道な食農教育への取り組みは十分に知られていない場合があります。農業やＪＡに対する理解を深めてもらう一つの手法として、ＪＡの食農教育の取り組みは有効であり、ＪＡだよりやホームページ等を活用して広く情報発信することが必要です。

したがって、ＪＡ食農教育プランの策定にあたっては、広報部署と連携し効果的な情報発信の工夫が必要です。

8 予算の確保

ＪＡが食農教育に継続して取り組んでいくには、予算の確保が重要です。

また、行政の補助金については、農業部門、生活部門、食生活（健康）部門など、さまざまな部門から出ていることから、行政と連携して補助金や助成金、人的な支援など協力を求めることも必要です。

さらに、学校など教育機関に対しては、年間の食農教育計画表を提出し、学校の行事日程に予め組み込んでもらい、ＪＡ側の負担を軽くしたり、参加者からも実費を徴収するなどの方法も検討することができます。

なお、組合員に農業体験の指導者として協力してもらう場合、組合員に過度の負担がかからないよう、ほ場管理費等をＪＡが負担するなどの配慮も必要です。

9 取り組みの検証

食農教育の取り組みにあたっては、その取り組みの成果と課題について検証する必要があります。

目標に対して、実績はどうだったのか、課題が見つければ、次回にそれをどう生かしていけばいいのかを検証し、次の対策を講じることが重要です。

また、取り組み効果を分析した資料は、行政や学校にＪＡ食農教育の理解を求めたり、経費助成や人的協力を依頼する場合に説明資料としても活用が期待できます。

VIII 県段階の取り組み

1 県段階の統括部署

J A食農教育の推進にあたっては、県段階の統括部署をJ A鹿児島県中央会に置きます。

中央会は、中央会の各部署、各連合会、J A県女性組織協議会、J A県青壮年組織協議会のほか、行政をはじめとする対外組織などと積極的に連携・協力してJ A食農教育の推進をはかります。

2 事業推進と連携強化

中央会は、県下J Aの食農教育総括部署と連携して、J A食農教育プランの策定・実践の支援を行います。

取り組みとしては以下のとおりです。

- J A食農教育総括部署との連携強化をはかり、情報交換会などを積極的に実施します。
- 食農教育に関する知識・技術の習得のための研修会の開催、資格取得などを通じて、担当者の資質向上や指導者の養成を行います。
- 食農教育に関する専門家とのネットワークを構築し、アドバイザーなどの派遣を通じて、J A食農教育プランの策定・実践を支援します。
- J A食農教育の推進にあたり、調査・研究を行い、J A食農教育プランの策定・実践を支援します。

3 県民への「食」と「農」に対する理解促進

食農教育は、子どもたちだけでなく、家庭や地域にも大きな影響を及ぼす取り組みです。県民に対し、フォーラムや対外広報手段等を通じて、食と農の仲間づくりを積極的にすすめます。